

## 市民意見募集手続きの結果について

1 計画等の案の名称 上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針(案)

2 募集期間 令和4年11月16日(水曜日)から令和4年12月15日(木曜日)まで

## 3 実施結果

## (1)意見等の区分

区 分	内 容	件 数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	1件
イ 主旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	1件
ウ 参考とする意見	案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	18件
エ その他	その他の意見	16件
合計		36件

## (2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
0件(0人)	0件(0人)	26件(13人)	10件(7人)	36件(20人)

## 4 意見に対する市の考え方

## ア 反映する意見

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	(ページ等) 10ページから13 ページ 7 減額・免除につ いて	減額・免除の問題点 減免の基準についても大きな危惧があり ます。 100%免除が受けられるのは、基本的に 公共団体等の場合となっています。区分5に おいて、「市内に所在する公共的団体等が 公益的な活動をする場合」も100%免除と なっていますが、※1、※2を見ても、私たち のような団体の活動が、これに該当するの か判然としません。幸い、これまでは公民館 等においては、私たちは100%免除として いただいておりますが、これが継続されるのか心配でなりません。減免 基準については、より分かりやすくするととも に、より広く市民の生涯学習の活動を支援 するよう、減免を広く認める方針としていた だくことを希望します。	社会教育関係団体の活 動についての明記がなく、わ かりにくいことから、P12の 「公共的団体等」の説明文 に、社会教育関係団体の文 言を追加します。

イ 主旨同一の意見

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
2		<p>受益者負担の考え方、正しいと考えます。それに加え、体育館を個人で使いたいというニーズは意外と多く、そのニーズを捕まえることで利用を増やすことが可能と考えております。</p> <p>1.  <a href="https://nelcs.ne.jp/Facilityrsv/2020300/">https://nelcs.ne.jp/Facilityrsv/2020300/</a>                      上記「上田市公共施設予約システム」については、市民の知名度があまり高くないと思われるため、市報などで周知をされてもよいのではないかと考えております。</p> <p>2.                      私が主に知っているのは柔道場ですが、他の施設についても他自治体において「個人開放利用時間」という時間を設けて個人使用料を徴収して他利用者と距離を置いて使用させる、という利用法を多く見かけました。                      例として、新宿スポーツセンターの例をURLで記載いたします。  <a href="https://www.shinjuku-sportscenter.jp/facilities/riyou_kojin.html">https://www.shinjuku-sportscenter.jp/facilities/riyou_kojin.html</a>                      現在、上田エリアの図書館がインターネットによる取り寄せと他図書館との連携により非常に使いやすくなっているため、体育施設についても利便性を向上させることで結果的には使用料をより多く徴収できる可能性があるのではないかと考えております。</p>	<p>上田市公共施設予約システムの周知については、関係課に共有させていただきます。</p> <p>また、利用者の増加策としてお示しいたきました施設の事例等については、今後研究してまいります。</p>

ウ 参考とする意見

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
3		<p>これまで減免措置を適用して頂き、活動の発展を大いに助けて頂いてきました。しかるに、今後有料になるかのような「見直し」が示されました。理由とされている「受益者負担」という考え方も含めて、断じて容認できません。そもそも文化活動を、「受益者」として認定していいもののでしょうか。市財政の厳しい昨今、支出の見直しを迫られていることは十分に理解できます。しかし、なぜその鋒先が市民の文化活動へと向けられなければならないのでしょうか。昨年は上田自由大学100年であり、今年もそれに関連した集会が開催され、コロナ禍にも拘わらず市の内外から多くの人々が結集され、成功したことは記憶に新しいことです。先人たちは、今よりもはるかに厳しい社会環境の中にあっても、文化や学問芸術の花を開かせようと鋭意努力してきました。そうした姿に学び、さらに発展させることは、上田市にとっても極めて重要なことではないでしょうか。そのためにも、有料化は是非撤回して頂きたく、衷心よりお</p>	<p>今回の基本方針(案)につきましては、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方を定め、市民の理解が得られる適正な使用料・利用料金設定とするために全庁的に取り組むことを目的としております。</p> <p>基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>今後、市議会においても説明させていただく予定です。</p>

		<p>願いする次第です。</p> <p>また、こうした市民サービスの大きな改変については、市議会で徹底論議して決めていくべきものだと思います。一片の通達やアンケートで決めるなど拙速に過ぎないのではないのでしょうか。</p>	
4		<p>現在まで 30 年にわたって、ほぼ毎年のブックレットの刊行や地元公民館や学校での講演、フィールドワークなどをおこなってきました。</p> <p>こうした活動が続けられてきた背景の一つには、施設利用に対する減免措置があります。しかるに、今後有料になるかのような「見直し」が示されました。理由とされている「受益者負担」という考え方も含めて、断じて容認できません。</p> <p>まず 1 点目として、そもそも文化芸術活動を、「受益」として認定していいものなのでしょうか。これらは直接的利潤は生み出しませんが、くらしや心を豊かにする市民の活動だと思うのです。それこそ、行政がバックアップすべきものではないのでしょうか。私たち市民の税金なのですから。</p>	
5		<p>2 点目として、ネットだけで短期間に意見募集するのは、極めて拙速に過ぎないのではないのでしょうか。「基本方針案」策定にあたっては、今後利用者の声を聴く機会を設けたり、市議会に提案するなどの計画はおありでしょうか？とりわけ利用者団体との話し合いは不可欠だと思います。さらに、これまでの経緯がわかる議事録や計画を進めるに当たっての資料は、原則すべて公開されるのでしょうか。</p> <p>いうまでもなく民主的な行政は、ていねいな説明と話し合い、資料の公開などの手続きをとることによってはじめて担保されるものです。こうした点も納得できるものでなければ、反対せざるを得ません。</p> <p>市財政の厳しい昨今、支出の見直しを迫られていることは十分に理解できます。しかし、なぜその鋒先が市民の文化活動へと向けられなければならないのでしょうか。昨年は上田自由大学 100 年であり、今年もそれに関連した集会が開催され、コロナ禍にも拘わらず市の内外から多くの人々が結集され、成功したことは記憶に新しいところです。先人たちは、今よりもはるかに厳しい社会環境の中にあっても、文化や学問芸術の花を開かせようと鋭意努力してきました。そうした姿に学び、さらに発展させることは、上田市にとっても極めて重要なことではないのでしょうか。</p> <p>ぜひ再考されんことを強く望むものです。</p>	

6	『広報うえだ』(11月号)にて初めて「パブコメ募集」を知りました。市ホームページ掲載の「基本方針(案)」に辿り着くまでには四苦八苦ししました。もう少し丁寧な検索方法が無いと、極めて限定した市民しか情報公開や意見表明は不可能になります。当然、パソコンの扱えない方々は除外されます。これが市民合意の行政でしょうか！	<p>市民意見募集手続については、ホームページでの募集に加え、市役所本庁舎、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石地域自治センター、豊殿地域自治センター、川西地域自治センターにおいても基本方針(案)を配架して意見募集を実施させていただきました。</p> <p>今回の基本方針(案)につきましては、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方を定め、市民の理解が得られる適正な使用料・利用料金設定とするために全庁的に取り組むことを目的としております。</p> <p>基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。</p>
7	広報で公示して後、約一カ月弱しか考える余裕時間はありません。12月15日締め切りは、余りにも早過ぎです。年末の超多忙の最中で、どれだけの市民が意見表明できるかは疑問です。多くの市民不在で推進することは、将来に禍根を残します。	
8	案文は非常に難解です。理解に至りません。絶対に【市民説明会】が必要です。	
9	市民の自覚を援助する上田市(教育)行政(諸条件整備)は、他自治体が羨むような市民本位の施策を推進してきました。これは先人たちの歴史的努力の賜物で、我が信州上田の個性的価値です。これを切り崩す施策は地域愛の立場から反対です。	
10	今まで、各公民館の下に認可されている「利用者団体」の「使用料・冷暖房費」は全額免除でした。これに因って、どれ程の市民力向上に貢献したか図り知れません。しかるに、今回の(案)は「公民館利用者団体」の位置付け(記述)が全くありません。従前の減免措置が保持されるか否か？非常に不安が募ります。従来通りに保守(使用料・冷暖房費)されることを熱望します。そうでなければ、影響が大き過ぎます！	
11	『方針』(案)はアレコレと「市民間の公平性・合併の地域的不均衡」とかを述べていますが、それは市民の利用頻度の違いであって「公平性論」と全く別物です。結局は市民福祉の軽視・市民負担の増額提案を「説得」するための暴論だと断言します。	
12	減額・免除については【原則減免しない！】を基本に、【許された特例として減免してあげる！】という上から目線が気になります(市民の税金ですよ)。市民の諸活動を援助する姿勢(市教委の生涯学習方針)が微塵も感じ取れません。従来方式の何処に問題があるのでしょうか？ 施策を打出す場合には、現状の「成果と問題点」を洗い浚い出してから評価・判断するのが常ですが、その成果分析(市民力向上に果たした役割)が全く欠落しております。ですから後退施策(冷暖房費)には絶対反対です。	
13	パブコメを募集して、今年度内に策定する意向の様ですが、幅広く市民意見の集約の【場】を設定して下さい。まずは公民館運営委員会、上田市議会、利用者団体、一般市民に丁寧に説明して欲しく思います。その姿勢あってこその上田市です。	

14		『自由大学発祥の地・信州上田』として、その全国的評価を低下させないで欲しい気持ちで一杯です。市教委も自由大学理念を方針化しておりますので、未来世代から指弾されず、道を外れない施策を望みます。	
15		施設利用者の周知が徹底されているのでしょうか？利用者団体の集まりの時には聞いてなかったと思います。	基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。
16		公民館は社会教育の場として、とても重要です。そういう点でも施設を利用する方としない方の負担の公平性を確保～とありますが、そこで線引きするのはおかしいと思います。また、減免となると利用しづらくなり、上田市の文化等を守るためにも、もう少し議論すべきだと思います。	適正な使用料・利用料金設定という観点から、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)をお示しさせていただきました。 基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。
17		現在、減免で公民館使用し、体操をしています。 上田市が住民の自主的な活動を支えて下さり、感謝しております。 少子高齢化の進む中、当事者を含め、要望にそった活動は、増々必要になると思います。 活動の内容、団体等により選別され、負担を強いることは止めてほしいと思います。 内容について、利用者に十分な説明と討議が必要だと思います。	基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。
18		公民館は、社会教育の場として市民に広く開かれた場です。これまで多くの団体が社会教育団体と認められ登録し活動しています。 今後の市民活動に多大な影響を及ぼしかねない、受益者負担についての周知が市民におこなわれていません。 また利用する団体の多くが免除されていた使用料を負担するよう変更されること自体が納得できません。  1. 市民との意見交換会やアンケートの実施を求めます。	基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

19		<p>公民館などは市民にとって必要な施設であり、コミュニケーションの場でもあります。この(案)は非常に難しい内容になっているため、この(案)を見て意見をください、ではなく、分かりやすい内容で説明会などとして欲しいです。その説明を聞いて、意見募集するのが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。</p>
20		<p>私たちのグループは大変小さなグループです。          小さなグループではありますが、毎月会は定期的に開催されています。          昔ながらの手作りの料理や、健康ダンス、また子どもの権利条約の学習などを行っています。年齢と共に家にこもりがちになってしましますが、お互いに声を掛け合いながら学びあったり、情報の交換をしたり大切な交流の場です。小さなグループですから、会費の貯えもありません。利用料の免除がなければ続けていくことができません。          使用料の負担については反対です。          ぜひ、利用者の声を聴いていただける場を作っていただきたいと思っております。</p>	<p>基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。</p>

## エ その他

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
21	1ページ 趣旨	<p>1 趣旨の「また、施設によっては、利用者が固定化しているなど、施設を利用する方としない方との負担の公平性を確保することが必要です。」          とあるが、車を運転しない、働いている、などの場合、利用したいと思ってもなかなか利用できないのではないかと。利用している人と利用していない人(または利用出来ない人)を対立させるようで嫌な気持ちになります。</p>	<p>今回の基本方針(案)につきましては、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方を定め、市民の理解が得られる適正な使用料・利用料金設定とするために全庁的に取り組むことを目的としております。          基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。</p>
22	2ページ 基本的な考え方	<p>本方針は、受益者負担を当然の前提としています。しかし、市の施設を利用する者にとっては、生涯学習の場であり、市民の権利の実現ともいうべきものです。市の施設を利用することを、個人の趣味娯楽、個人の利益としか認識していないのではないかと。思わざるを得ません。行政として、市民の生涯学習の機会を奨励し支援することは責務であり、一定の財政負担は義務と言うべきです。この観点抜きに、「受益者」に負担させる考え方だけに依拠するのは誤りと言うべきです。仮に負担させるとしても、この観点から、市民の負担を可能な限り少なくする配慮が必要だと思っております。          市民としての権利性、行政の責務については、以下の法律によっても確認できます。          教育基本法第3条、第12条          社会教育法第3条          スポーツ基本法前文、第2条、第4条</p>	<p>施設を利用する方と、利用しない方の負担の公平性を確保し、市民の理解が得られる適正な使用料・利用料金設定とするために全庁的に取り組むことを目的として、今回の基本方針(案)をお示しさせていただきました。          利用者の皆様に御負担いただく使用料等の算定にあたっては、施設使用に係る維持管理経費である管理コストを算定の基礎としますが、「全ての施設について、管理コストを100%利用者の負担とする」のではなく、施設の性質によって、市が100%負担すべきもの、市と</p>

		<p>そして、これらは、憲法第13条、第25条に基づく基本的人権の一つであることも確認すべきと思います。</p>	<p>利用者がそれぞれ 50%負担すべきもの、利用者が100%負担すべきもの負担割合を設定することで、適正な使用料・利用料金設定となることを目指しております。</p>
23	<p>4ページ 2 基本的な考え方 (2)料金の算定</p>	<p>これまで上田市の公民館は戦後困難な中で、市民が相互に生きる知性の場を作って育ててくれていることに感謝しています。 コロナ禍の中で、市民相互のつながりの機会が困難になっている今、公民館の活動は大事になっています。 この度の方針は、市民の文化を大切に知性・知識を育てるにはなじまないと思います。 公民館利用者が年2回清掃もみんなが気持ちよく、感謝をこめてやっています。「社会教育」の基本にたって市民を応援してください。</p>	<p>基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。</p>
24	<p>8ページ 5 受益者負担割合について (1)料金の受益者負担割合 ウ施設の性質的負担割合</p>	<p>5 受益者負担割合 ウ 施設の性質的負担割合 の項(P8)の表で、公民館が B に位置づけられていますが、以下の内容で A に出来ないものでしょうか？ ・上田市自治基本条例では「地域内分権による地域の自治の推進」を自治の基本理念の一つに掲げています。 ・人間らしく暮らせる社会構築のために住民の地域自治の力をいかに高めるか？ 大きな課題であると考えます。 ・公民館は、公的社会教育機関として大きな役割を果たしてきましたが「社会教育終焉論」がだされ、暮らしの課題や地域の課題を提起し、学習を組織する公民館の役割が軽視され、習い事や趣味の場に替えられました。このことが、地域住民の自治力の低下を生み出しているものと思います。 ・公民館は、住民要求を持ち寄って地域の課題として深め、広めていく住民自治のプラットフォームの役割とともに、行政の側も住民に考えてもらいたい課題を投げかける交差点としての役割を担っています。 ・住民が主体的に地域づくりの担い手になっていくためには、要求を具現化させていく力をつけていくことが必要であり、これを公的に保障することがなくてはなりません。 ・今一度公的社会教育機関としての公民館を自治体に取り戻すことが求められていると考えます。</p>	<p>公民館のあり方等に関する御意見は関係課に共有させていただきます。</p>
25	<p>9ページ,13ページ 空調・照明・附属器具等の料金について</p>	<p>「空調・照明等の料金」については、原則、減免しないとなっていることは問題です。また、附属器具等の料金については、個別に料金を設定できることとなっています。現在は、公民館等ではこれらの料金は徴収されていません。つまり、100%減免です。今回の方針によれば、それが100%負担となることとなります。極めて大きな変更ですし、大きな負担となってまいります。私た</p>	<p>空調・照明等の実費相当分については、利用者の皆様に御負担いただくべき性質の費用だと考えております。基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。</p>

		<p>ちの現在の予算では、到底負担できない金額となります。この点について、前述した観点から、「受益者負担」の基準だけで判断するのではなく、市民の生涯学習を支援する観点から、これらを市民に負担させることのないように方針を再考くださるよう強く求めるものです。</p>	
26	<p>9 ページ⇒ 6 その他⇒(営利目的利用の設定)</p>	<p>設定してもいろいろな手段で加算逃れ、例えば個人事業主が事業所得を得るためにも関わらず、個人名で申し込み加算逃れができるため、加算逃れの具体的な対策が必要と考えます。将来、ユーチューバーなどは再生回数で広告収入がある場合、加算対象とするか判断が必要かもしれません。</p> <p>非営利団体は、収益活動は出来るが営利とならないはず。事業内容によって加算をするのか、非営利団体は加算しないとするか検討が必要(収益と営利の言葉の意味の解釈は一般人では難しい)</p>	<p>御指摘の内容については、今後必要に応じて検討させていただきます。</p>
27	<p>10 ページ 7 減免、免除について ・全体</p>	<p>11 ページ(4)の区分 1、基準に市、市議会が主催、共催、委託する事業は 100%減免とあり、後援・協賛は減免の対象外とあるが、各会場への申請者は上田市で、会場での運営には市が関与しないという団体の場合は減免ということになるのでしょうか？</p>	<p>会場の申請者が市である場合は、市の主催、共催、委託のいずれかの事業であると考えられます。</p>
28		<p>1. コンパクト・アンド・ネットワーク、ゼロカーボンの推進を強調</p> <p>都市機能誘導区域、居住誘導区域などの各誘導区域、または古来からの農村等集落居住地に近い公共施設、そして、公共交通機関で来やすい公共施設の使用料を減免する。移動に伴う温室効果ガス排出を低下させ、同時に公共施設近くへの居住が望まれていることを市民に知らせるインセンティブとするのが目的です。</p> <p>市政のあらゆる面において、ゼロカーボン化、コンパクト・アンド・ネットワーク化を強く市民に意識させるような政策が必要と思います。</p> <p>限りある自然環境と財政の中、より費用対便益の高い公共施設・インフラ・サービスに市の資源を集中的に振り向けることによって上田市の持続可能性と再生に注力していきたいです。</p>	<p>御提案いただきました内容について、今後研究させていただきます。</p>
29		<p>2. 使用料収入全体の収支変動予測を掲載</p> <p>今回の使用料の改定によって、市全体としての使用料収入が増えるのか、減るのか、現状維持なのか、また、今後の推移予測など、改定の結果を比較できるような資料も同時に掲載いただくと判断しやすいと思いました。</p>	<p>今回の基本方針につきましては、あくまでも使用料を算定する際の基本的な考え方をお示ししたものです。具体的な施設の使用料等の改定を実施する段階ではないことから、市全体の使用料等の収入見込の増減額までをお示しするまでには至っておりません。</p>



30		<p>2 基本的な考え方 (2)料金の算定 ア管理コストに含める経費(ア)サービスの提供に係る費用や~の中に「人件費」を含めるのはいかがなものかと思ひます。</p> <p>多くの市民が文化・芸術やスポーツを楽しみ、健康で充実した生活をしたいと思ひているのではないのでしょうか。しかし、現実には、年金生活や低賃金、長時間労働などで困難です。私は年金生活者ですが、サントミューゼで催されるコンサートや演劇などは、料金が高すぎて行くことができません。公の施設の利用率はできるだけ低料金が望ましいのではないのでしょうか。また、社会教育を活発にするためにも、公民館の登録団体の施設利用率はこれまでのように無料にしたいと思ひます。</p>	<p>公共施設の使用料・利用料金については、可能であれば低額であることが望ましいものの、限りある財源の中で安定した施設運営を行っていくためには、利用者の皆様に一定程度のご負担をお願いすることが必要であると考へております。</p> <p>適正な使用料・利用料金設定という観点から、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)をお示しさせていただきました。</p>
31		<p>行政は、市民が文化的・社会的活動に参加しやすい環境をつくる役割を持っていると思ひます。この観点から、特定の政党や宗教の活動、金銭的利益のための会議を除き、原則的には「受益者負担」を設けるべきではないと思ひます。</p> <p>市民が文化的・社会的活動を通して人格を豊かにしていくことは、本人だけの「受益」ではなく、上田市にとっての「受益」でもあるのではないのでしょうか。</p>	<p>市民の皆様が文化的・社会的活動を通して人格を豊かにしていくことは重要なことであり、受益者負担を設けずに利用を促進することが理想ではないかと思ひます。</p> <p>しかしながら、限りある財源の中で安定した施設運営を行っていくためには、利用者の皆様に一定程度のご負担をお願いすることが必要であると考へ、今回の「上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針(案)」をお示しさせていただきました。</p>
32		<p>上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針案に反対します。</p>	<p>適正な使用料・利用料金設定という観点から、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)をお示しさせていただきました。</p>
33		<p>今までとおりにお願いしたい。(地域のことを学んでいますので)</p>	<p>適正な使用料・利用料金設定という観点から、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)をお示しさせていただきました。</p>
34		<p>地域の公民館は住民の文化活動の原点です。</p> <p>ぜひ今までの利用者団体減免制度を続けてください。</p>	<p>適正な使用料・利用料金設定という観点から、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)をお示しさせていただきました。</p>

35		<p>公民館で、毎月行われている学習会に参加している者です。</p> <p>この集まりは、財政上の裏付けのない任意団体ですので、今回市当局が打ち出した受益者負担が課せられることになると、大きな痛手で、今後会が存続できるかどうか大変危惧します。</p> <p>こうした理由から、公民館の利用にあたっては、これまで通り減免の措置(実際は免除)を頂けるよう切にお願い申し上げます。</p>	<p>適正な使用料・利用料金設定という観点から、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)をお示しさせていただきました。</p>
36		<p>とても重要な方針案ですが、上田市議会では議論されたのでしょうか？</p>	<p>今後、市議会においても説明させていただく予定です。</p>